

提言の解説

県民の皆様へ

～自分らしく人生を生きるために～

- 自らが健康を維持し、できるだけ長い期間、健康で自立した生活ができるよう積極的に健康づくりに取り組む。
- 自らが望む晩年を過ごし末期を迎えるためには、自らの経験を思い返し、自分らしい生き方や晩年の送り方、末期の迎え方を考える。
- 晩年を自宅で過ごすために、「在宅療養」を実現させるための知識を、家族や親しい人と共有する機会をつくる。「かかりつけ医」「地域包括支援センター」を活用する。
- 自分らしい末期を迎えるために、「生きかた死にかた—私のこだわり覚え」を作成し、また、家族等との間で「自分らしい末期を迎えるための備え」について話し合う機会をつくって書き記す（「人生会議 覚書き」）。作成したそれらを、家族や医療・介護従事者と共有する。

＜解説＞

静岡県においては「ふじのくに健康長寿プロジェクト」など、健康寿命の延伸を図る取組を推進しており、なるべく長い間、健康面で自立した生活を送り、自分らしく生きていくことを一つの目標としている。

人生 100 年時代にあって、晩年、末期に必要なことは、“自分らしく人生を生き、自分らしい末期を迎えること”である。“自分らしい末期を迎えるための心得”は、一人ひとりの意思と、これを支える家族やかかりつけ医を含む親しい人々、場合によっては病院主治医も交えての話し合いによって形成される。

自宅等でなるべく長い期間を過ごすためには、家族や親しい人の協力が重要となってくることから、話し合いを重ね、状況の認識を共有することが必要である。そのためには、日頃から体調に関する事を何でも相談でき、自分らしい末期を適切に支えてくれる「かかりつけ医」を持つことや介護・福祉・医療について「地域包括支援センター」に予め相談しておくことが、求められる。

“自分らしい末期を迎えるための心得”を残すためには、「生きかた死にかた—私のこだわり覚え」に対する理解を深め、一人ひとりが実践することが肝要である。時を重ねるにつれ、本人の想いも変わるものであることから、作成した「生きかた死にかた—私のこだわり覚え」や「人生会議 覚書き」

を定期的に、たとえば家庭の年中行事として、あるいは退職や再就職、長寿祝いといった人生の節目などに見直すことが必要である。

医療・介護従事者の皆様へ

～晩年における希望を叶える医療・ケアの提供～

- 県民の健康を維持するために、本人や家族の効果的な健康づくりや介護予防の取組についての理解を促す。また、受診しやすい環境づくりを進め、重症化を予防し生活習慣の改善に努めるよう指導・助言する。
- 県民一人ひとりが望む晩年を過ごせるよう、かかりつけ医は、患者に「生きかた死にかた—私のこだわり覚え」^{おぼ}の作成を促す。また介護関係者は、「看取り介護」（最期の看取り・ケア）を推進し、希望に応じて「在宅看取り」ができる体制を整えていく。

＜解説＞

医療者、特に医師においては、医学教育の中で「終末期医療」や「延命治療」の在り方が教育カリキュラムに取り入れられてきている。また、医学界でも日本救急学会などが主導し、「終末期医療」や「延命治療」についての基準づくり、すなわち“回復の見込みのない患者に対する医療の提供の継続”を回避する基準の明確化が提唱されている。しかし、これらの考えは、医療現場では十分な実効性を持つに至っていない。

この課題解決の第一歩として、医学教育、医療現場において、医療者が「生きかた死にかた—私のこだわり覚え」^{おぼ}などの知識を深め、尊重し遵守する習いが広まるよう、医療者、介護者、行政の協働を進めなくてはならない。

また、患者に「生きかた死にかた—私のこだわり覚え」^{おぼ}の作成を促していくために、日頃から患者と接しているかかりつけ医の果たす役割は大きいものと考えられる。

一方、静岡県内では、静岡県老人福祉施設協議会の長年に渡る努力により、本人の静穏な旅立ちを支える「看取り介護」（最期の看取り・ケア）に取り組む老人福祉施設が増加しており、レベルが一定に保たれるようになってきている。

今後静岡県内においては、静岡県老人福祉施設協議会が実践している「看取り介護」（最期の看取り・ケア）の方式を、看取りを行う県内全施設に周知する。

また、「在宅看取り」の普及についても、医療者、介護者、行政の協働のもと、高齢者及びその家族や親しい人との合意形成、分担の工夫が求められる。

行政機関向け

～晩年における希望を叶えるための環境づくり～

- 県民の健康を維持するために、健康づくりや介護予防の重要性について周知・啓発を図り、全世代の健康的な生活習慣の定着を推進する。また健康に関する正しい情報を提供し、県民が健康づくりに取り組める環境整備を図る。
- 県民一人ひとりが望む晩年を過ごせるために、「生きかた死にかた—私のこだわり覚え」の作成に向けた啓発や「看取り介護」「在宅看取り」を可能とする環境づくりに取り組む。また国に対して、「生きかた死にかた—私のこだわり覚え」の法的な効力を持つための措置（各種通達から法制化まであり。）を提案する。

＜解説＞

静岡県は「富国有徳の理想郷“ふじのくに”」の実現に向けて、県民が心身共に健康に暮らせることを目的に、平成23年3月に「ふじのくに健康増進計画」を策定し、様々な健康づくり施策を展開してきた。現在は、平成30年3月に策定された「第3次ふじのくに健康増進計画 後期アクションプラン」が実施されている。健康寿命の延伸のためには、このアクションプランに積極的に参加する県民の増加を促すことが重要である。

「生きかた死にかた—私のこだわり覚え」を普及するための具体的な方策としては、以下の取組が考えられる。

- ①一般を対象とする“自分らしい末期を迎えるための備え”をテーマとするシンポジウム、セミナーを開催し、“自らが望む晩年の過ごし方（場所、受ける医療・介護サービス）”などの解説書や「かかりつけ医」「地域包括支援センター」の紹介などを作成し配布する。
- ②高齢者のみならず現役世代にも、人生の節目ふしめで啓発を行い、家族や親しい人との間で、晩年に向けて医療・ケアに関する話し合い（「人生会議 記憶書き」）を行う。具体的な資料としては、たとえば「リビング・ウィル島田版」（島田市）、「私の健康人生設計ノート」（掛川市）など、県内25市町（2020年4月現在）が地域の特性をふまえて作成した啓発冊子を活用する。

なお、末期における臨床の現場においては、家族の強い要請により、あるいは医師が不作為による訴追を免れるために、“回復の見込みのない患者に対する医療の提供の継続”が行われがちである。

このことは、医療現場において、「生きかた死にかたー私のこだわり覚え」「人生会議 覚書き」の書面があっても、法的には有効性が担保されていないからである。

現行法制化において、法的有効性を高めるためには、可能であれば、これらの書類を公正証書化することが考えられる。公正証書を作成することが一般に普及していないことから、取組を進めるためには行政による手続きの支援が求められる。

今後は、終末期のケアや看取りに関する法律であるフランスのレオネットィ法（2005）や、オーストラリアの終末期患者の権利法（1995）等をモデルに、我国でもよりよい終末期医療の実現のための法整備が求められる。

国に対しては、「生きかた死にかたー私のこだわり覚え」の法的な効力を持つための措置（各種通達から法制化まであり。）を講じるよう提案し、「終末期医療」や「延命治療」の在り方についての国民の理解を促進し、同時に「生きかた死にかたー私のこだわり覚え」を尊重し遵守する医療者が不作為による訴追から法的に保護される仕組みが実現するように働きかける。

また、本人が希望する末期における医療の方針など、かかりつけ医がカルテに記載するような仕組みを構築するように国に提案していく。